

公 告

防衛省陸上自衛隊

豊川駐屯地業務隊長

(公 印 省 略)

豊川駐屯地創立 74 周年記念行事における野外壳店実施業者の募集について

豊川駐屯地創立 74 周年記念行事での野外壳店の実施を希望する業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による。）不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (9) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行できること。

2 設置方法

国有財産法第 18 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可

（設置面積に応じ土地使用料が発生する。（概算額：1 m²あたりの日額の概算 5 円（消費税抜き））

3 応募業種

- (1) 飲食販売（変質・腐敗するような生もの並びに酒類及びアルコールテイスト飲料（アルコール度数 0.00 パーセント）は除く。）

(2) 物品販売及び遊戯系

※ 公序良俗に反するものを除く。

4 設置面積

キッチンカー・テント：キッチンカー（テント）の間口の長さ×奥行 3.6 m

※ テントは出店業者自身で準備すること。

※ テント実施業者にのみ、希望する車両台数の駐車場確保に努めるが、状況により台数の制限を設ける場合がある（原則 1 社 1 台）。

（設置場所は細部別示）

5 設置日時

令和 6 年 11 月 23 日（土）及び 24 日（日）の両日又はいずれか 1 日
10 時～15 時まで（予定）

※ 9 月 19 日（木）までに日時を通知する。

（悪天候により中止となる場合があります。延期になることはありません。）

6 出店場所

愛知県豊川市穂ノ原 1-1（陸上自衛隊豊川駐屯地）

7 募集要領及び仕様書の配布場所等

(1) 以下のホームページからダウンロード

<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>

（「中部方面会計隊ホームページ」で検索し「公募」からダウンロード）

(2) 配布期間

令和 6 年 6 月 18 日（火）～同年 7 月 4 日（木）

8 応募業者の選考方法

出店場所に制限があるため、応募業者多数の場合は、提出書類に基づき、書類選考により決定する。

9 その他

(1) 陸上自衛隊豊川駐屯地の円滑な行事運営（準備から撤収）に協力すること。

（撤収完了時間は、細部別示）

(2) 細部の内容は、募集要領・仕様書のとおり。

担当者連絡先：〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原 1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊厚生科 公募担当者

TEL0533-86-3151（内線3328） FAX（内線3359）

豊川駐屯地創立74周年記念行事の募集要領

1 概 要

愛知県豊川市穂ノ原1―1（陸上自衛隊豊川駐屯地）で開催する豊川駐屯地創立74周年記念行事の出店業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格（以下の書類を提出できる。）を有すること。

ア 法人の場合

- (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 財務諸表
- (エ) 納税証明書（その3の3）

イ 個人の場合

- (ア) 戸籍抄本
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 収支計算書
- (エ) 納税証明書（その3の2）

（注1）公的機関が発行する書類は、発行日から3ヶ月以内のものとする。

- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による）不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (9) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行できること。

3 野販売店の出店場所

愛知県豊川市穂ノ原 1 - 1（陸上自衛隊豊川駐屯地）

4 設置方法

国有財産法第 18 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可を得る。

5 実施日時等

(1) 実施日

令和 6 年 11 月 23 日（土）及び 24 日（日）の両日又はいずれか 1 日

※ 9 月 19 日（木）までに日時を通知する。

（悪天候により中止となる場合があります。延期になることはありません。）

(2) 販売時間等

10 時～15 時（予定）

(3) 設置場所入場時間等

別途通知する。

(4) その他

天候及び災害派遣等により、開催が中止又は日程及び開催要領の変更（販売品目の制限など）等が発生する場合がある。この場合、国による補填は行わないものとする。

6 販売品目

(1) 飲食販売

ア 販売が可能な飲食物は、食品営業許可申請時に保健所長から許可された範囲内のものとする。

イ 変質・腐敗するような生ものの販売を認めない。

ウ 酒類及びアルコールティスト飲料（アルコール度数 0.00 パーセント）の販売は認めない。

エ 食中毒等の食品事故に備えた保険（賠償共済等）に加入していることを出店の条件とする。

(2) 物品販売及び遊戯系

下記に示す物品を含む危険物の販売は、禁止する。

サバイバルナイフ等の刃物、モデルガン、弾薬・爆弾等の模造品及び火薬を使用する物品

(3) その他

出店申請時に提出する販売商品一覧表により、販売不適と判断した品目については、販売を許可しない。また、当日、販売許可品目以外を販売していることを発見した場合は、直ちに販売中止とする。販売品目については、飲食物、物品販売及び遊戯系とも公序良俗に反するものを除くものとする。

7 応募手続等

(1) 申請書等の提出

野販売店の出店を希望する業者は、下記の提出書類を提出期限までに郵送すること。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 申請書 1 部 様式(別紙第 1)
- (イ) 販売商品・販売価格表 様式(別紙第 2)
- (ウ) その他関係書類各 1 部

公募参加に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。

(参加資格がないと判断された場合は、書類の審査は行わず無効とする。)

- a 業務確約書 様式(別紙第 3)
- b 戸籍抄本(法人である業者は、登記簿謄本(履行事項全部証明書又は現在事項全部証明書))
- c 営業経歴書
会社の商号・所在地・代表者役職・氏名、沿革(営業年数)、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されているもの(様式自由)。
これらの内容が記載されたパンフレット等でも可
- d 財務諸表
 - (a) 個人
直近の(申請日直前 1 年以内に税務署に提出した)所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人
直近の(申請日直前 1 年以内に確定した)貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
- e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し(該当する場合のみ。)
- h 食品事故等賠償に備えた保険加入の写し(該当する場合のみ。)
- i 国有財産使用許可申請書 様式(別紙第 4) 2 部
- j 誓約書 様式(別紙第 5) 2 部
- k 役員名簿 様式(別紙第 6) 2 部

(注) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し(コピー)を、b、c、d 及び e に定める書類に代えることができる。

(注) 令和 6 年度豊川駐屯地納涼夏まつりに応募した者は、d 及び e の提出は不要である。

イ 提出先

〒442-0061

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊厚生科長（公募担当者気付）

電話：代表0533（86）3151 内線3328、FAXは3359

ウ 提出方法

提出先に、郵送で提出すること。

エ 提出期限

令和6年7月25日（木）必着

(2) 応募の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載させている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

8 選考の方法

希望者多数の場合は、提出書類に基づき、書類選考により野外壳店実施業者を決定する。

9 選考結果の発送

全応募業者に書面を発送する。（令和6年9月11日（木）投函予定）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊長 殿

郵便番号
所在地又は住所
商号又は店名
代表者の役職及び氏名 印

郵便番号
法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

豊川駐屯地創立 74 周年記念行事における野外交店を実施することについて、希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

出店の形態に○と、主な販売商品・間口の長さを記入してください。
※ テントのみ車両台数及び車両の長さも記入してください。

キッチンカー

テント

記入例

(からあげ 、 4 m)

記入例

(自衛隊グッズ 、 5 . 4 m 、 1 台 5 m)

(、) (、 、)

(、) (、 、)

備考：商号、代表者、担当者指名にはフリガナを、申請印は印鑑証明書の印を使用してください。

販売商品・販売価格表

商品名	規格・容量（g、個数）等	販売価格

販売商品等アピールポイント

記入例：国産牛 100% のソーセージ、通常店頭価格の 20 パーセント引き

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊長 殿

豊川駐屯地創立 74 周年記念行事における野外売店実施業者公募に応募するにあたり、仕様書・募集要領に定める業務を適正に履行できることを確約します。

郵便番号
所在地又は住所
商号又は店名
代表者の役職及び氏名

印

郵便番号
法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

備考：商号、代表者、担当者氏名にはフリガナを、申請印は印鑑証明書の印を使用してください。

【注意】次のページの用紙に必要事項をご記入ください（2部作成）。

別紙第4

【記入例】

防衛省所管
国有財産部局長
東海防衛支局長 殿
(豊川駐屯地業務隊長経由)

令和 年 月 日
日付は未記入をお願いします。

印鑑証明書の印を
捺印してください。

商号又は名称を
記入してください。

申請者 住所 愛知県豊橋市緑が丘2-6
氏名 代表取締役 国防 太郎
(株)防衛工業

(株)防衛
工業

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所在 愛知県豊川市穂ノ原1-1
陸上自衛隊豊川駐屯地

(2) 区分 土地

(3) 当該財産の明細

「使用面積」は、未記入をお願いします。

区分	種目	使用面積	備考
土地	敷地	m ²	臨時売店敷地

2 使用しようとする理由

豊川駐屯地創立74周年記念行事において、隊員及び隊員家族の福利厚生のため臨時売店を出店する。

3 利用計画（事業計画）

模擬売店の敷地として利用

4 使用しようとする期間

令和6年11月 日 ()

5 その他参考となるべき事項

(1) 添付書類：配置図、求積図、誓約書

配置図、求積図は官側で作成します、

(2) 担当者：〒440-0584 愛知県豊橋市向山2-2

(株)防衛工業 豊橋営業所 東 桜子 (許可書送付先)

電話 0532-64-7250 (内線3325)

FAX 0532-64-7255

【注意事項】

誓約書、本紙（国有財産使用許可申請書）はすべて、捺印したものを2部提出してください。

令和 年 月 日

防衛省所管
国有財産部局長
東海防衛支局長 殿
(豊川駐屯地業務隊長経由)

申請者 住所

氏名 印

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所在 愛知県豊川市穂ノ原 1－1
陸上自衛隊豊川駐屯地

(2) 区分 土地

(3) 当該財産の明細

区分	種目	使用面積	備考
土地	敷地	m ²	臨時売店敷地

2 使用しようとする理由

豊川駐屯地創立 74 周年記念行事において、隊員及び隊員家族の福利厚生のため臨時売店を出店する。

3 利用計画（事業計画）

臨時売店の敷地として利用

4 使用しようとする期間

令和 6 年 11 月 日 ()

5 その他参考となるべき事項

(1) 添付書類：配置図、求積図、誓約書

(2) 担当者：〒 —

(許可書送付先)

電 話 — —
F A X — —

【注意】 次のページの用紙に必要事項をご記入ください（２部作成）。

【 記 入 例 】

別紙第 5

誓 約 書

☐私
☐当社

個人の場合「私」に、法人の場合は「当社」に
レ点をご記入ください。

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第 1 1 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1：社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2：政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
東海防衛支局長 殿

令和 年 月 日

日付は未記入でお願いします。

本社（店）所在地 愛知県豊橋市緑が丘2-6

商号又は名称 (株)防衛工業

代表者の氏名 代表取締役 国防 太郎

印鑑証明書の印を捺印してください。

(株)防衛
工業

誓 約 書

☐私

☐当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第 1 1 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1：社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2：政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
東海防衛支局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

別紙第6

令和 年 月 日

[illegible]

令和 年 月 日

[illegible]

豊川駐屯地創立 74 周年記念行事の仕様書

1 業務件名

豊川駐屯地創立 74 周年記念行事における野外交店実施

2 業務内容

常設の店舗を設置せずに、野外交店を出店する。

3 相手方の決定

提出された書類に基づき、陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 設置場所

本業務は、陸上自衛隊豊川駐屯地の販売区画で実施するものとする。

5 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、野外交店設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長東海防衛支局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で許可財産を原状に回復し返還すること。
また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

6 丙の資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格（以下の書類を提出できる。）を有すること。
 - ア 法人の場合
 - (ア) 登記簿謄本（履行事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (イ) 営業経歴書
 - (ウ) 財務諸表
 - (エ) 納税証明書（その 3 の 3）
 - イ 個人の場合
 - (ア) 戸籍抄本
 - (イ) 営業経歴書
 - (ウ) 収支計算書
 - (エ) 納税証明書（その 3 の 2）

(注1) 公的機関が発行する書類は、発行日から3ヶ月以内のものとする。

- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による）不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (9) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行できること。

7 販売区画等

(1) 販売区画

ア 1区画は、間口：キッチンカー（テント）の長さ×奥行3.6mとする。

※ テント実施業者にのみ、希望する車両台数の駐車場確保に努めるが、状況により台数の制限を設ける場合がある（原則1社1台）。

イ キッチンカーを使用しない場合、テントを設置するものとする。（テントは出店業者が準備するものとする。）

ウ 使用する販売区画に応じて、丙の負担による国有財産使用料が発生する。

また、出店を取りやめた場合においても、国有財産使用許可後は、丙の負担による国有財産使用料が発生する。

(2) 設置場所

駐屯地が示す。

(3) 電気、水の供給

電気、水の供給は駐屯地側からは一切行わない。出店に必要な場合は、丙が準備すること。

8 国有財産使用料

丙は、乙に野売店の実施に係る面積に応じた国有財産使用料を、乙が指定する期日までに支払うこと。使用料は、日額5円（消費税抜き）／㎡、を納めるものとする。

なお、上記の金額は概算額であり変更となる場合がある。

9 業務期間

令和6年11月23日（土）及び24日（日）の両日又はいずれか1日
10時～15時（予定）

※ 9月19日（木）までに日時を通知する。

（悪天候により中止となる場合があります。延期になることはありません。）

（販売準備時間（会場内への車両乗り入れ）は、別途通知する。）

（撤収完了時間は、別途通知する。）

10 火気の使用統制

丙は、火気を使用する際（調理器具・発電機などの使用）は、令和6年7月25日（木）までに火気使用申請書（別紙第1）を提出するとともに、火気の使用にあたっては消火器を設置するものとする。

11 名義使用の禁止

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

12 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従業員が結核又は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこと。
- (2) 食中毒等が発生した場合には、保健所の指導に従うとともに甲の指示に従うこと。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲に通知し、指示に従うこと。

16 業務仕様

- (1) 丙は、業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (3) 丙は、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 野外科店の撤去等に係る費用は、丙の負担とし、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。なお、テント等物品の貸出しは行わない。
- (5) 丙は、使用許可を得た区画内（店の前）にゴミ箱を設置すること。
ゴミ箱に販売商品以外のゴミが混在した場合にも回収することとし、ゴミ箱があふれないよう適宜回収すること。
なお、設置したゴミ箱のみでは、ゴミの回収に支障があると担当職員から通知された際は、担当職員の指示に従い追加で設置すること。
また、売店及びゴミ箱を設置した周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (6) 丙は、行事会場への出入り、資材の搬出入、資材の設置については、担当職員の指示に従うこと。
- (7) 丙は、本業務の従業員 について身元を保証すること。
また、申請書の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は甲からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
また、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (9) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (10) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、又は利用者に損害が発生した場合は、直ちに業務を中止するものとする。
- (11) 丙は使用済みの油、水及び食材等を行事会場に投棄しないこと。
- (12) 丙は、自らの責任において野外科店を実施するものとし、テント等の設置撤去に際しては、突風対策を講じるとともに、常に食中毒予防、火災予防及び盗難予防に努めなければならない。また、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てを行わないものとする。
- (13) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、従事者管理に関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (14) 丙の従事者は、日本国憲法又はその下に成した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (15) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (16) 丙の施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。
- (17) 丙は、野外科店を実施した場合、野外科店実施報告書（別紙第2）を当日販売終了後に、甲に提出すること。

- (18) 募集要領及び仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議するものとする。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号9に基づき本業務に関する行政文書の情報公開が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

【注意】 次のページ用の紙に必要事項をご記入ください。

火気使用申請書・許可書（記入例）

別紙第 1

火気（電気器具類を除く。）使用申請書・許可書	
申請者	所 属： 階 級： 氏 名： 未記入
火気の種類 * 型式・出力等	グリル・炭 1 0 k g 珪藻土コンロ・炭 2 . 5 k g カセットコンロ・岩谷産業・ 3 . 5 k w ガステーブル・Rinnai RSB 2 0 6 SV・ 8 k g （ガスボンベ） フライヤー・NBTCFL・C 4 0 4 5 G フライヤー・Maruzen MGF-12TG フライヤー（L P ガス）・タニコー L P G 発電機・ヤマハ 1 0 0 w・ガソリン グリドル・マルゼン L P G プロパンガス 2 0 Kg× 3 本
火気使用期間	未記入
理 由	野外売店実施のため
火気取締責任者	未記入
火災予防上の措置概要	消火器（水）の設置
上記申請のとおり使用を許可する。 令和 年 月 日 日付未記入 豊川駐屯地司令	

委託業者は、*印の項目を記載

火気使用申請書・許可書

別紙第 1

火気（電気器具類を除く。）使用申請書・許可書	
申請者	所 属： 階 級： 氏 名： 印
火気の種類 * 型式・出力等	
火気使用期間	自 令和 年 月 日 時
	至 令和 年 月 日 時
理 由	野外売店実施のため
火気取締責任者	
火災予防上の措置概要	消火器（水）の設置
上記申請のとおり使用を許可する。 令和 年 月 日 豊川駐屯地司令	

委託業者は、*印の項目を記載

令和 年 月 日

豊川駐屯地業務隊長 殿

所在地
会社名
代表者名

野外売店実施報告書

標記について、下記のとおり売上を報告します。

記

売上額

_____円

「豊川駐屯地創立 74 周年記念行事における野販売店公募」の応募手続き要領

1 応募に必要な書類等

記 号	提出書類 ○：提出が必要 ×：提出不要	食品販売業者		物品販売業者	
		(統一資格有)	(統一資格無)	(統一資格有)	(統一資格無)
(ア)	申請書（募集要領別紙第 1）	○	○	○	○
(イ)	販売商品・販売価格表 （募集要領別紙第 2）	○	○	○	○
a	業務確約書（募集要領別紙第 3）	○	○	○	○
b	法人：登記簿謄本（履行事項全 部証明書又は現在事項全部証 明書） 個人：戸籍抄本	×	○	×	○
c	営業経歴書（様式任意）	×	○	×	○
d	法人：直近の財務諸表 個人：確定申告書の写し	×	○	×	○
e	納税証明書（税務署で取得） 個人：その 3 の 2 法人：その 3 の 3	×	○	×	○
f	印鑑証明書（コピー可）	○	○	○	○
g	食品営業許可証の写し ※行事開催時に有効である こと	○	○	×	×
h	食品事故等賠償に備えた保 険加入証の写し ※令和 6 年 11 月末まで有 効のもの	○	○	×	×
i	国有財産使用申請書 （募集要領別紙第 4）	○*2 部	○*2 部	○*2 部	○*2 部
j	誓約書（募集要領別紙第 5）	○*2 部	○*2 部	○*2 部	○*2 部
k	役員名簿（募集要領別紙第 6）	○*2 部	○*2 部	○*2 部	○*2 部
l	資格審査結果通知書 （全省統一資格）の写し	○	×	○	×
m	火気等使用申請書 （仕様書別紙第 1）	○	○	○	○
o	公募の告知要領に対するア ンケート調査票（同封資料）	○	○	○	○

2 注意事項

- (1) 統一資格とは防衛省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）をいう。
- (2) 令和6年度豊川駐屯地納涼夏まつりに応募した者は、d及びeの提出は不要である。
- (3) 提出された書類については、採用不採用等に係わらず返却されない。
- (4) 押印箇所は全て印鑑証明の印鑑（法人：社印、個人：代表者の印鑑）を使用すること。
シャチハタ及びデジタル印は使用不可とする。
- (5) 申請書類は丁寧・明瞭な字で記入すること。
- (6) 以下の書類は2部提出が必要
 - ア 国有財産使用許可申請書（捺印した書類2部）
 - イ 誓約書（捺印した書類2部）
 - ウ 役員名簿

3 提出期限

令和6年7月25日（木）必着

4 問い合わせ、提出先

〒442-0061

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊厚生科 公募担当者

電話：代表0533（86）3151 内線3328

豊川駐屯地創立74周年記念行事における野外出店出店に関するQ & A

ご一読いただき、ご理解のうえお申し込みください。

なお、記載事項に関するいかなる疑義申し立ても、一切お受けできませんので併せてご理解ください。

1 申込手続きに関する事項

(1) 書類の作成

番号	質 問	回 答
1	キッチンカー2台及びテント1張りの出店を応募する際、応募書類全て3部提出する必要がありますか？	「販売商品・販売価格表」のみ、キッチンカー（テント）ごと作成して下さい。 その他の書類は1部のみ提出して下さい。
2	印鑑証明書の有効期間は？	発行後1年以内のものを提出して下さい。 なお、その他の書類は発行後3か月以内のものを提出して下さい。
3	貸与される土地の間口と奥行の長さは何mですか？	間口：キッチンカー（テント）の長さ 【参考】キッチンカー同士の間隔：2m テント同士の間隔：50cm（予定） 奥行：3.6m

(2) 販売する商品

番号	質 問	回 答
1	酒類及びアルコールが含まれる商品の販売はできますか？	【できません。】 アルコールを含む食品（酒粕まんじゅう等）、酒類及びアルコールテイスト飲料（アルコール度数0.00%）の販売は不可です。
2	申請書に記入した販売商品を、提出後に追加したいのですが？	【できません。】 販売する可能性がある商品は、全て「販売商品・販売価格表」に記入し提出して下さい。

2 出店当日に関する事項

(1) 出店準備に関する統制

番号	質 問	回 答
1	テント設営時や、出店場所にキッチンカーを駐車する際、官側のご協力は得られますか？	【できません。】 官側が実施するのは、出店場への誘導のみです。 なお、完売時の掲示、店舗前の行列統制も、原則出店者が実施して下さい。

2	店の前に椅子を配置 することは可能ですか？	【できません。】
3	のぼり・看板の設置 は可能ですか？	【可能】 貸与した土地への設置は可能です。 当日沢山の方が来場され、店舗前が混雑します。集客向上のため、商品名が記載された長い旗を店舗に設置することを推奨します。

(2) 出店場所に関する統制

番号	質 問	回 答
1	出店場所・駐車場を変更して欲しい のですが？	【できません。】 ＊駐車場がテント付近でない場合もあります。
2	衣類を取り扱っており、飲食店が出す煙の臭いが付かないよう、 当店の隣に飲食店を配置しないで頂きたい のですが、可能ですか？	【可能】 飲食店が隣にならないよう配慮します。
3	テントの側面も使用して商品を販売したいので、 出店場所を一番端にしたいだけ ますか？	【できません。】

(3) 撤収に関する統制

番号	質 問	回 答
1	商品が多いため、示された時間（後日通知）までに撤収が完了しません、 少し遅れても よろしいですか？	【できません。】 撤収時間は厳守してください。 商品が沢山ある場合、早期に販売を終了し、車載を行ってください。 また、フライヤー等を使用される場合も、早期に販売を終了し、冷める時間を確保して下さい。
2	商品が売り切れた際、 販売終了時間前にテントを撤収 してもよろしいですか？	【できません。】 示された時間以降、テントを撤収して下さい。

3 使用料

番号	質 問	回 答
1	土地使用料の請求 はいつ送られてきますか？	出店当日以降 、東海防衛支局が送付します。 中止となった場合は請求はありません。

公募の告知要領に対するアンケート調査表

この度は、公募にご応募頂き誠にありがとうございます。

豊川駐屯地業務隊は、駐屯地が主催するイベントの更なる集客向上に寄与するため、皆様のご意見を聴取し、逐次、告知要領の改善を行っております。

ご多用とは存じますが、以下のアンケートへのご協力をお願い致します。

【記入要領】 該当する□にレを記入してください。
() には、設問の指示に従いご記入をお願いします。

質問1 本公募を知ったきっかけを教えてください。

*** その他 () には、きっかけとなった媒体等をご記入ください。**

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| ☐ 自衛隊中部方面会計隊HP | ☐ 駐屯地内の掲示物 |
| ☐ 豊川商工会議所経由 | ☐ 豊川市観光協会経由 |
| ☐ その他 () | |

質問2 出店可能なイベント等をお探しになる際に、使用する媒体等を教えてください。 * () には、媒体等の名称を記載してください。

記載の一例：豊川市役所HP、豊橋商工会議所からの告知等

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| ☐ HP () | ☐ SNS () |
| ☐ 加入団体 () | ☐ 雑誌 () |
| ☐ その他 () | |

質問3 仕様書・募集要領の記載で分かりにくい箇所等、お気づきの点がございましたら、ご記入をお願いします。

恐れ入りますが、応募書類に本紙を同封してお送りください。